

芽室町重層的支援体制整備事業 実 施 計 画

令和 7（2025）年度～令和 8（2026）年度

令和 7 年 3 月
芽室町

目 次

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の枠組み	2
4	計画の期間	2

第2章 事業の実施

1	包括的相談支援事業	3
2	参加支援事業	3
3	地域づくり事業	4
4	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	5
5	多機関協働事業	5

第3章 支援会議・重層的支援会議

1	支援会議	6
2	重層的支援会議	6

第4章 計画の進行管理

1	事業実施結果の評価・検証	7
---	--------------	---

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

少子高齢化や人口減少、核家族化の進行、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域コミュニティのつながりの希薄化など、時代とともに地域や家族を取り巻く環境が変化しています。加えて、8050 問題（※1）やダブルケア（※2）、ゴミ屋敷の問題、社会的孤立など、地域生活課題（※3）は複雑化・複合化しており、これまでの分野別の社会福祉制度や公的サービスでは十分な対応が難しく、いわゆる「制度の狭間」の課題が増加してきています。

国では「地域共生社会の実現のための社会福祉法の一部を改正する法律」により改正された社会福祉法（以下「法」という。）において、既存の介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮の相談支援等の取組を生かしつつ、複雑化・複合化した地域生活課題に対応するため、分野を超えた関係機関と地域住民等との連携・協働の下で、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業として「重層的支援体制整備事業」を創設しました。

そして芽室町では、すべての地域住民が暮らしと生きがいとともに創り、ともに高め合う地域共生社会（※4）の実現に向けて、地域住民が主体となって活動できるまちを目指すために、「芽室町重層的支援体制整備事業」を実施することとしました。

※1 「8050 問題」とは、80 代の親が 50 代のひきこもりやニート状態にある子どもの生活を支える中で、経済的困窮や社会的孤立に陥る問題です。

※2 「ダブルケア」とは、子育てと親の介護を同時に抱えている状態のことをいいます。

※3 「地域生活課題」とは、改正法において、「福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態になることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」と規定しています。

※4 「地域共生社会」とは、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

2 計画の位置づけ

本計画は、法第 106 条の 5 の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項を定める実施計画であり、「重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアル（令和 3 年 3 月 31 日厚生労働省作成）」に依拠した重層的支援体制整備事業実施計画（以下「実施計画」という。）です。

実施計画については、芽室町総合計画を最上位計画とし、次に芽室町地域福祉計画を上位計画として位置づけられています。（法第 107 条の 1 第 1 項第 1 号）。併せて、重層的支援体制整備事業は対象者の属性を問わず、分野横断的な支援を行うものであるとともに、介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮の既存制度の事業の一部を包括化して実施する事業であることから、

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者福祉計画、障がい児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等の地域福祉に関連する法定計画との調和を保ち、記載事項について整合性を図った内容となります。（法第 106 条の 5 第 3 項）

3 計画の枠組み

重層的支援体制整備事業は、本町において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これら 3 つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施します。その支援対象者は、福祉、介護、保健医療、住まい、就労、教育、地域社会からの孤立等の属性を問わない、あらゆる地域生活課題を抱えるすべての町民です。

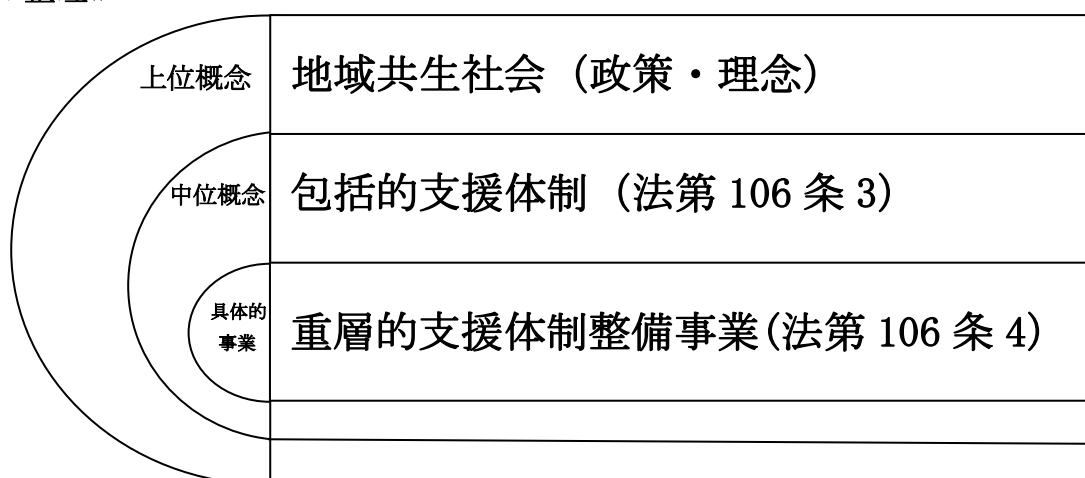
4 計画の期間

実施計画は、地域共生社会の理念等に関する事項等の共有部分については、上位計画である地域福祉計画において策定し、重層的支援体制整備事業の実施のために必要な固有の事項に特化した計画とされています。

このため、第 5 期地域福祉計画の計画期間に合わせるため、計画期間は令和 7 年度から令和 8 年度までの 2 年間とします。

なお、各分野の関連計画である高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、健康づくり計画、障がい者福祉計画、障がい児福祉計画及び子ども・子育て支援事業計画の直近の見直し時期に合わせて、本計画の内容と適宜整合性を図っていくこととします。

《概念の整理》



第2章 事業の実施

1 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

包括的相談支援事業は、介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行うものです。

分野	相談窓口	
介護	相談窓口 事業内容	芽室町地域包括支援センターあいあい 国の地域支援事業実施要綱に基づき、（１）総合相談支援業務、（２）権利擁護業務、（３）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、（４）ケアプランの作成（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント）を実施する。
	担当部署	高齢者支援課在宅支援係
障がい	相談窓口 事業内容	基幹相談支援センター 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者、知的障害者及び精神障害者に対する相談等の業務を総合的に行う。
	担当部署	健康福祉課障がい福祉係
子ども・子育て	相談窓口 事業内容	こども家庭センターめむろん 全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対する相談機関として、多職種が連携し、関係機関を含めた切れ目のない一体的な支援を行う。全妊婦及び必要に応じ個別にサポートプランを作成し、プランに基づく支援を行う。
	担当部署	子育て支援課子育て支援係
生活困窮	相談窓口 事業内容	健康福祉課社会福祉係 生活に困窮している人の相談を受け、助言や各種制度の情報提供を行うほか、専門的な支援が必要な人には、個人情報の取扱いに留意した上で、北海道が設置する自立相談支援機関と連携して対応する。また、関係機関からの情報収集に努め、電話相談、訪問相談を行うなど、生活に困窮している人の早期発見に努める。
	担当部署	健康福祉課社会福祉係

2 参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）

「人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創る」という地域共生社会の理念のとおり、個人の自律を叶えるためには、「柔軟な社会参加の実現」に向けた参加支援が重要にな

ります。

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズなどに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。また、地域の社会資源を把握しながら、新たな場や居場所を整備するなど、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援に取り組みます。

分野	実施事業	
全分野	事業名 事業内容	地域交流サロン支援事業 地域において高齢者、障がい者（児）、子育て中の親、地域住民を対象とし、ボランティアグループ等が相互交流や親睦を深めるためのサロン（交流の場）を設置し、孤独感解消や生きがいのづくり、住民相互の交流や親睦関係を作り出す地域活動
	担当部署	健康福祉課社会福祉係（町補助事業として芽室町社会福祉協議会が実施）

3 地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）

重層的支援体制整備事業における、福祉の地域づくり事業は、介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくり事業に関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行うものです。

地域の社会資源を幅広くアセスメントした上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備を目指します。

分野	実施事業	
介護	事業名 事業内容	一般介護予防事業 高齢者が要介護状態になること等の予防を目的に行う活動を通して、地域づくりや仲間づくりを行うことへの支援や、介護予防に資する多様な地域活動組織の育成、社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動を支援する。
	担当部署	高齢者支援課介護予防係
介護	事業名 事業内容	生活支援体制整備事業（生活支援、通いの場） 生活支援コーディネーターを配置し、多様な主体と連携しながら生活支援サービスや助け合い活動、地域資源の開発、高齢者の通いの場の運営支援や活動ニーズのマッチング等の推進を図る。
	担当部署	高齢者支援課在宅支援係、介護予防係 （委託：社会福祉協議会、まちづくりプラットホームめむろ）

分野	実施事業	
障がい	事業名 事業内容 担当部署	地域活動支援センター事業 障がい者に対して日中の居場所づくりや生きがいづくり、日常生活での困りごとを相談できる機会の提供などをおこない、地域社会との交流を促進する。 健康福祉課障がい福祉係
子ども・子育て	事業名 事業内容 担当部署	子育て支援センター運営事業 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場として、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業。 子育て支援課子育て支援係
生活困窮	事業名 事業内容 担当部署	生活困窮者の共助の基盤づくり事業 地域の福祉ニーズを把握するための事業、地域福祉資源となるサービスの創設及び推進を図る。 健康福祉課社会福祉係

4 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号）

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（以下、「アウトリーチ等事業」）は、複雑化・複合化した課題を抱え、必要な支援が届いていない人を支援するための事業です。多くの事案は、本人が支援してほしいことを声に出すことができない状態であることが想定されます。

長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援につながることに拒否的な人に支援を届けます。本事業において支援する事例の多くは、本人とのつながりを形成すること自体が困難であることを踏まえ、本人と関わるための信頼関係の構築や、つながり形成に向けた支援を行います。

分野	実施事業	
ひきこもり	事業名 事業内容 担当部署	成人ひきこもり者相談支援 成人期のひきこもり状態にある者を関係課において情報共有及び支援方向の検討、担当調整等を行う。 健康福祉課保健推進係

5 多機関協働事業及び支援プランの策定（法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号及び第 6 号）

多機関協働事業は、支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対する、支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、全体の調整機能を担っており、「支援者を支援する」といった側面も有します。

複雑化・複合化した課題や複数の分野にまたがる課題を抱える個人や世帯に対して、関係者や関係機関の役割を整理し、支援の方向性を定めるなどのコーディネートを行います。この支援は、本人や世帯の課題が整理され、支援の見通しがつくまで継続します。また、関係機関の「業務内容の理解」や「連携方法の構築」を行うために、重層的支援会議等を実施します。

第3章 支援会議・重層的支援会議

1 支援会議

(1) 目的

重層的支援体制整備事業を効果的に実施するためには、多職種による連携や多機関の協働が重要な基礎となりますが、事案によっては本人の同意が得られないために支援関係機関等での適切な情報共有が進まず、役割分担も進まない場合があります。また、予防的・早期の支援体制の検討を進めることが求められるにも関わらず、本人同意が得られないために体制整備が進まない場合もあります。

このため、法第106条の6の規定により、本町において、地域住民が地域において日常生活や社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うため、支援関係機関等により構成され、会議の構成員に対し守秘義務が課される支援会議を開催します。

(2) 構成員

支援会議の構成員については、主に行政職員（各分野において重層的支援体制の担当として位置づけられた職員）、各分野の支援関係機関、福祉サービス事業者、医療機関、学校等幅広く想定しています。

(3) 会議の開催方法

支援会議は複雑化・複合化した課題に直面した支援担当者が、健康福祉課社会福祉係と連携して開催するものとします。

2 重層的支援会議

(1) 目的

多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業等を通して集約した情報、把握した課題、本人の意向、作成した支援プラン等について、協議し支援関係機関の役割分担や連携方法を決定し、関係機関の協力の下、包括的な支援につなげることを目的とします。

(2) 構成員

相談を受け止めた包括的相談支援事業や、支援を行う地域づくり事業の各担当課・各受託事業者の参加が想定されます。また、例えば、生活保護の利用が検討される場合にあっては生活保護実施機関、地域での見守りが検討される場合にあっては地域の民生委員・児童委員、学齢児童がいる場合にあっては小中学校や教育委員会など、ケースの状況に応じ選定します。なお、支援を必要とする本人の参加については、参加の有益性などを考慮して、必要な場合には本人の意向を確認しながら決定します。

(3) 会議の開催方法

会議の総括者は町健康福祉課長とし、総括者がケースの状況等に応じた構成員に参加を依頼して必要に応じて開催します。

第4章 計画の進行管理

1 事業実施結果の評価・検証

地域福祉計画の基本理念や地域共生社会の実現のために、毎年度、この計画の進捗状況の確認及び評価を実施します。また、必要に応じて新たな取組等事業内容の検討を行い、反映させるとともに、国の福祉施策の動向や地域の状況等も見極めながら、必要な見直しを協議し、計画の推進を図ります。

実施計画の見直しにあたっては、PDCA サイクルに基づき、実績に対する評価を行い、課題・改善事項を整理して、事業を推進します。